令和4年度

定期監査 (第1回) 及び財政援助団体等監査報告書

大網白里市監查委員

監 第 2 4 8 号 令和4年11月22日

大網白里市長金坂昌典様大網白里市議会議長 北田 宏彦様

大網白里市監査委員 古川 光夫 同 岡田 憲二

令和4年度定期監査(第1回)及び財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条 第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

本報告は、大網白里市監査基準(令和2年大網白里市監査委員告示第2号) に準拠したものである。

一 目 次 一

令和4年度定期監査(第1回)及び財政援助団体等監査報告

第	1	監査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	定期監査	1
	(1)	監査の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)	監査の対象及び説明聴取期日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(3)	監査の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(4)	監査の着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(5)	監査の実施内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(6)	監査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	財政援助団体等監査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
	(1)	監査の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(2)	監査の対象及び説明聴取期日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(3)	監査の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(4)	監査の着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(5)	監査の実施内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(6)	監査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第	2	個別の監査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1	定期監査	
		議会事務局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		監査委員事務局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		秘書広報課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2	財政援助団体等監査	
		・大網白里市保護司会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		大網白里市遺族会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		大網白里市老人クラブ連合会 ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
		・大網白里市海岸地域の振興を進める会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
		· 大網白里市観光協会 ······	11
		大網白里市商工会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

^{*} 収入率及び執行率は、原則として小数点以下第3位を四捨五入した。

令和4年度定期監査(第1回)及び財政援助団体等監査報告

第1 監査の概要

1 定期監査

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

(2) 監査の対象及び説明聴取期日

監査対象課等	説明聴取日
議会事務局	10月25日
監査委員事務局、秘書広報課	10月26日

(3) 監査の範囲

令和4年度(令和4年4月1日から令和4年8月31日まで)の財務に 関する事務の執行等

ただし、必要に応じて上記期間以外も対象とした。

(4) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に従って適 正かつ正確に行われているかなどを主眼とし、下記項目について検証した。

- 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ・補助金等の交付に係る執行は適正に行われているか。
- ・契約事務は適正に行われているか。
- ・財産の取得、管理及び処分が適正に行われているか。
- ・備品の購入及び管理は適正に行われているか。
- ・ルール等定めに沿った事務の運用が行われているか。
- ・郵券、現金の管理は適正に行われているか。 等

(5) 監査の実施内容

令和4年10月1日から令和4年10月26日まで、各課等から提出された監査資料及び関係書類帳簿を調査し、関係職員から説明を聴取した。

(6) 監査の結果

監査の対象となった事務事業は、おおむね適正であると認められた。 なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき軽微な事項については、 監査実施時に指導したので記述は省略する。

各課等の個別の監査結果については別記のとおりである。

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

(2) 監査の対象及び説明聴取期日

補助金交付団体	所管課	説明聴取日
大網白里市保護司会	社会行 加細	
大網白里市遺族会	社会福祉課	10月25日
大網白里市老人クラブ連合会	高齢者支援課	
大網白里市海岸地域の振興を進める会		
大網白里市観光協会	商工観光課	10月26日
大網白里市商工会		

(3) 監査の範囲

令和3年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行等

(4) 監査の着眼点

財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って適正 かつ効率的に行われているか、また、所管課の団体に対する指導監督が適正 に行われているかなどを主眼とし、下記項目について検証した。

① 財政援助団体等

- ・事業が計画に従って実施され、十分な成果が上げられているか。
- ・補助金が、交付要件に従って支出されているか。
- ・補助金に係る会計経理は適正に行われているか。 等

② 所管課

- ・補助金交付要綱等により、補助対象事業の内容が明確にされているか。
- ・補助金の交付目的や交付要件は適切か、また公益上の必要性は十分か。
- ・補助額の積算根拠は適正か。
- ・補助金の支出に対して、審査の方法は適正か。
- ・補助金の成果の確認は、実績報告書等によりなされているか。 等

(5) 監査の実施内容

令和4年10月1日から令和4年10月26日まで、財政援助団体等及 び所管課から提出された監査資料及び関係書類帳簿を調査し、監査資料に 基づき、財政援助団体等関係者及び所管課から説明を聴取した。

(6) 監査の結果

財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行及び市の当該団体に対する財政援助等に係る事務の執行については、おおむね適正であると認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられた。なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施時に指導したので記述は省略する。

個別の監査結果については別記のとおりである。

【参考】監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
	・法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと
指摘事項	認められる場合
14個爭坦	・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認
	められる場合
	・法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合
注意事項	・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められ
	る場合
	・事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が
指導事項	軽微である場合
11年争快	・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の
	執行が図られると認められる場合

第2 個別の監査結果

1 定期監査

〈議会事務局〉

(1) 職員の配置状況(令和4年8月31日現在)

(単位:人)

課等、班	職員数	職員内訳			
議会事務局 4		事務局長1	主査1	主任書記2	

(2) 所掌事務

班名等	主な事務分掌		
議会事務局	・議員の身分に関すること ・本会議、委員会、全員協議会、その他諸会議に関すること ・議案の調査に関すること 等		

(3) 予算の執行状況(令和4年8月31日現在)

一般会計 (歳出)

(単位:円、%)

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
議会費	123, 369, 000	57, 313, 467	66, 055, 533	46. 46

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正であると認められた。

〈監査委員事務局〉

(1) 職員の配置状況(令和4年8月31日現在)

(単位:人)

課等、班	職員数	職員内訳
監査委員事務局	2	事務局長1 主任書記1

(2) 所掌事務

班名等	主な事務分掌
	・例月現金出納検査、決算審査、定期監査等に関すること
監查委員事務局	・監査等の結果報告に関すること
	・住民監査請求等に関すること 等

(3) 予算の執行状況 (令和4年8月31日現在)

一般会計 (歳出)

(単位:円、%)

			•	
科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
監査委員費	1,001,000	421, 225	579, 775	42.08

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正であると認められた。

〈秘書広報課〉

(1) 職員の配置状況(令和4年8月31日現在)

(単位:人)

課等、班	職員数	職員内訳
秘書広報課 2		課長1 副課長1
秘書広報班	3	副主查1 主事2
合 計	5	

(2) 所掌事務

班名等	主な事務分掌
	・市長及び副市長の秘書に関すること
秘書広報班	・市広報その他広報刊行物の編集及び発行に関すること
	市ホームページに関すること 等

(3) 予算の執行状況(令和4年8月31日現在)

一般会計 (歳入)

(単位:円、%)

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率 (対調定)
雑入	908, 000	470,000	470,000	0	100.00

一般会計 (歳出)

(単位:円、%)

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
文書広報費	10, 351, 000	4, 672, 706	5, 678, 294	45. 14
秘書渉外費	9, 510, 000	5, 910, 046	3, 599, 954	62. 15
合 計	19, 861, 000	10, 582, 752	9, 278, 248	53. 28

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正であると認められた。

2 財政援助団体等監査

〈大網白里市保護司会〉

(1) 目的

保護司の活動を推進するための連絡研修及び親睦をはかり、更正保護に寄与することを目的としている。

(2) 事業の概要(令和3年度)

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
大網白里市保護司会事業費補助金		
①社会を明るくする運動の実施	060 100⊞	150 07¢III
② 山武地区保護司会統一研修会への参加	363, 122円	158, 076円
③ ぬりえを通じた広報活動を展開		

(3) 監査の結果

【指摘事項】

補助金交付要綱の策定について

補助金交付要綱については、交付団体の監査をする上で都度確認しており、 未策定の場合は指摘としているところである。このことを踏まえ総務課では、 令和2年12月に各所管課へ補助金交付要綱を策定するよう周知しているが、 所管課は策定していなかった。

交付団体に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであることから、それに対して有効な補助金の支出をなしうるよう、 事業の目的や補助対象経費を明確にし、個別に考慮した交付要綱又は支出基準を整備されたい。

〈大網白里市遺族会〉

(1) 目的

大網白里市に居住する戦没者の遺族の福祉増進と親睦をはかると共に、平和日本の建設に寄与することを目的としている。

(2) 事業の概要(令和3年度)

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
大網白里市遺族会事務費補助金		
① 総会の開催		
② 忠魂碑の維持管理	376, 664円	228, 057円
③ 千葉県戦没者追悼式に参加		
④ 戦後77周年の供養碑を建立		

(3) 監査の結果

【指摘事項】

補助金交付要綱の策定について

補助金交付要綱については、交付団体の監査をする上で都度確認しており、 未策定の場合は指摘としているところである。このことを踏まえ総務課では、 令和2年12月に各所管課へ補助金交付要綱を策定するよう周知しているが、 所管課は策定していなかった。

交付団体に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであることから、所管課は、遺族会事務費補助金の趣旨を踏まえ、事業の公益目的や補助対象とする経費を明確にした上で、個別に考慮した交付要綱又は支出基準を整備されたい。

また、交付団体は、補助金交付要綱に則り補助金の支出を行って頂きたい。

〈大網白里市老人クラブ連合会〉

(1) 目的

本会は傘下単位老人クラブおよび個人会員の親睦を図るとともに各支部・各地区相互の連携を深め、加盟する県老連・地区老連の活動に協力するほか、大網白里市老人クラブ連合会会則第5条に定めた事業を促進し、高齢化社会に対応した施策を講じ、会員の地位向上と明るい社会の建設に寄与することを目的としている。

(2) 事業の概要(令和3年度)

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
大網白里市老人クラブ連合会事業費補助金		
① 文化・教養・友愛活動		
② 社会福祉活動	1,565,266円	1,227,581円
③ 会員加入促進活動		
④ 機関紙発行		

(3) 監査の結果

【指摘事項】

補助金の使途及び帳票類の作成について

市では、「大網白里市老人クラブ補助金交付要綱」に基づき、大網白里市 老人クラブ連合会の運営事業及び、単位老人クラブの運営事業・健康づくり 活動・生きがい活動・奉仕活動助成事業に係る経費に対し、補助金を交付し ている。

前回監査時の指摘を受けて、所管課では各老人クラブでの補助金の使われ 方や収支などをより分かりやすくするために、「老人クラブ補助金について」 の手引きを作成し、各老人クラブへ配布し指導を行っている。

しかしながら、会計帳簿及び領収書を確認したところ、会計処理が不明確のものや、補助金の使途に補助対象経費として適格性を欠くものなどが散見された。

一単位老人クラブにおいては、コピー機をリース契約し自治会館へ設置している。自治会との共同利用で、経費は自治会が一部負担しているが、単位 老人クラブの負担する経費の大部分に補助金が充当されている。印刷代については補助対象として認めているが、コピー機を自治会でなく単位老人クラブが契約し補助金を財源として所有することについては疑義が生じるため、 事後精査し適正な補助金の執行を図られたい。

所管課においては、老人クラブ連合会及び単位老人クラブの現状を踏まえ、補助金が効果的に活用され、団体の活動が持続されるよう、補助金の使途を 更に明確化した上で、引き続き帳票類等の簡素化を検討し、団体に指導され たい。

〈大網白里市海岸地域の振興を進める会〉

(1) 目的

大網白里市海岸地区の地域振興を図るため観光・リゾート開発等地域振興策の調査・研究・企画を行い、その実現に寄与することを目的としている。

(2) 事業の概要(令和3年度)

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
大網白里市海岸地域の振興を進める会補助金		12, 418円
① ガソリンスタンド跡地整備事業・国有地の草刈り	96, 928円	
② 桜苗木の植樹及び管理活動		
③ ビーチクリーン活動		

(3) 監査の結果

【指摘事項】

事務局の事務について

「大網白里市海岸地域の振興を進める会会則」第8条によると、本会の事務局は会長宅に置くことが定められているが、所管課において会費の徴収や収入支出決議伺書の決裁など一連の会計処理を行っており、会則と異なる実態が確認された。

大網白里市補助金等交付基準(事務局の事務)によると、事務局の事務を 市が行うべき特別な理由があるものを除き、原則として各団体自らで行うこ ととされている。

本会の活動の実態が会則に沿うように運営されるべきであるため、事務局 の取扱いについて所管課と団体で協議されたい。

〈大網白里市観光協会〉

(1) 目的

観光事業団体との連絡及び観光事業の振興を図り、産業経済の発展に寄与することを目的としている。

(2) 事業の概要(令和3年度)

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
大網白里市観光協会事業補助金		
① 浜の七福神イベントへの協力		
② 海開き式(実施見送り)	1, 040, 751円	096 7 90 III
③ 元旦祭(実施見送り)		926, 730円
④ 千葉県観光物産展		
⑤ 看板宣伝事業		

(3) 監査の結果

財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正 であると認められた。

〈大網白里市商工会〉

(1) 目的

地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

(2) 事業の概要(令和3年度)

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
大網白里市商工会育成事業補助金	49, 547, 987円	4, 379, 000円
① 総合振興対策		
② 商業振興対策		
③ 工業振興対策		
④ 観光振興対策		
⑤ 金融対策		
⑥ 経営税務対策		
⑦ 労務対策		
⑧ 青年部・女性部対策		
⑨ 情報対策		
大網白里市創業支援事業補助金	226 600	127 000 III
① 創業塾開催(4日間)	336, 600円	137, 000円

(3) 監査の結果

【指摘事項】

補助金の交付事務について

大網白里市補助金等交付基準(補助金等の検証)によると、実績報告書が 提出された時は、補助金等の不適切な使用がないかを補助対象事業経費に係 る領収書等の支払証拠書類でその使途を確認することとされている。

しかしながら、所管課において実績報告書の確認を証拠書類等を用いて検証しないまま交付額を確定しており、補助金の決定に際しては審査が不十分だったと言える。

所管課は、補助金の交付が公金の支出である以上、少なくともその内容を確認すべきであるため、証拠書類の確認を行い、適正な事務執行に努められたい。